

かすみがうら市事業継続給付金 QA 集

(令和2年5月29現在)

Q1 : 申請の概要及び対象者を教えてください。

Q2 : 国の持続化給付金とは何ですか？

Q3 : 申請方法を教えてください。

Q4 : 国の持続化給付金及び、県の休業要請協力金との併用は可能ですか？

Q5 : 今年の売上の明細はどういった形式で提出すれば良いですか？

Q6 : 国の持続化給付金が今後該当する可能性がある場合はどのように対応したらよろしいですか？

Q7 : 本給付金を受給後に国の申請をした場合はどのような手続きが必要ですか？

Q8 : 2019 年中に創業しましたが、給付金の対象になりますか？

Q9 : 事業者の所在地や事業内容はどのように確認しますか？

Q10 : 申請書類はどこで入手できますか？

Q11 : 給付金の申請から決定までの流れはどのようになりますか？

Q12 : 同じ代表者が市内で別法人 2 社を経営していた場合、受給要件に該当した場合両社とも受給対象になりますか？

Q13 : 市内で事業を営んでいることが分かる書類がない場合、どのような書類で対応できますか？

Q14 : 事業継続給付金の入金はいつ頃ですか？

Q15 : 兼業で事業を行っていますが対象になりますか？

Q16 : 売上の証拠書類とはどのような書類ですか？

Q17 : 今年創業しましたが対象になりますか？

Q18 : 個人事業主・フリーランスで、本業の仕事で得た収入を雑所得・給与所得として申告していますが本給付金の対象になりますか？

Q19 : 個人事業主の不動産収入は対象になりますか？

Q1：申請の概要及び対象者を教えてください。

A：市内に本社または事業所があり、新型コロナウイルスの影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上が30%から50%未満減少した月がある事業者の方に一律20万円を給付するものです。

ただし、

- ・ 国の実施する持続化給付金を受けていないこと（又は今後受ける予定がないこと）
- ・ **みなし大企業**
- ・ **申請時点において、本市の市税に未納のある方（納税の猶予の特例対象者は除く）**
- ・ **暴力団関係者**

は除きます。

Q2：国の持続化給付金とは何ですか？

A：新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を、最大中小企業200万円、個人事業主100万円を給付する制度です。2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があることが要件となっております。

Q3 : 申請方法を教えてください。

A: かすみがうら市役所のホームページで申請書をダウンロード・記入していただき、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則 郵送にて地域未来投資推進課（千代田庁舎）までお送りください。

Q4 : 国の持続化給付金及び、県の休業要請協力金との併用は可能ですか？

A : 国の持続化給付金の対象にならない方を対象としているので、持続化給付金との併用はできません。県の休業要請協力金との併用は可能です。

Q5 : 今年の売上の明細はどういった形式で提出すれば良いですか？

A : 形式は特に問いませんが、国の持続化給付金の取扱いに準ずる形となります。

- ・ 経理ソフトから抽出したデータ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの売上帳のコピー等

Q6 : 国の持続化給付金が今後該当する可能性がある場合はどのように対応したらよろしいですか？

A : 国の持続化給付金の申請又は申請予定がある場合は、本給付金の申請は原則できません。国の制度を活用できる可能性がある場合は、本年中に国の申請要件（前年同月比で事業収入が50%以上減少）に満たすか否かを判断いただき選択していただくこととなります。

Q7：本給付金を受給後に国の申請をした場合はどのような手続きが必要ですか？

A：本給付金は国の持続化給付金に対象とならなかった事業者向け支援となりますので、記名・押印いただいた「誓約書兼同意書」に記載のあるように、本給付金については返還していただくこととなります。

Q8：本給付金は課税対象となる収入ですか？

A：本給付金は、事業継続に係る固定経費等の補てんを目的としていることから、課税対象となる給付金にあたります（税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入）が、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q9：事業者の所在地や事業内容はどのように確認しますか？

A：法人の場合は登記事項証明書の写し等、個人事業主の場合は確定申告書の写しなど市内で事業を営んでいることがわかる書類を提出いただきます。

Q10：申請書類はどこで入手できますか？

A：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市のホームページからダウンロードのうえ入手することが原則となっております。このほか、地域未来投資推進課（千代田庁舎）、農林水産課（霞ヶ浦庁舎）、かすみがうら市商工会（千代田）で入手可能です。

Q11 : 給付金の申請から決定までの流れはどのようになりますか？

A : 申請書の到着後、確認作業や入金作業など支払いまでに 2 週間程度を想定しております。なお、書類に不備がある場合、さらに遅れが生じてしまいますので不備等ないようにご留意願います。また交付決定となった方には交付決定通知書を送付するとともに振り込み手続きを進めます。交付決定とならなかった方には不交付決定通知を送付いたします。

Q12 : 同じ代表者が市内で別法人 2 社を運営していた場合、受給要件に該当した場合両社とも受給対象になりますか？

A : 本給付金は 1 代表者につき 1 回限りの給付制度となりますので、両者とも要件クリアしていてもどちらか一方が受給対象となります。

Q13 : 市内で事業を営んでいることが分かる書類がない場合、どのような書類で対応できますか？

A : 確定申告書などで事業実態場所が確認できない場合は、開業届や許認可証、ホームページや事業実態場所が市内にあることがわかる写真などで対応できます。

Q14 : 事業継続給付金の入金はいつ頃ですか？

A : 書類をいただいた時期にもよりますが、基本的には書類到着日から 2 週間後程度を想定しております。

Q15: 兼業で事業を行っていますが対象になりますか？ またその際の売上減少額の計算方法は？

A: 確定申告において事業収入があれば対象になります。また売上額は、確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

Q16: 売上の証拠書類とはどのような書類ですか？

A: 以下の書類などをご提出してください。

経理ソフトから抽出した売上データ



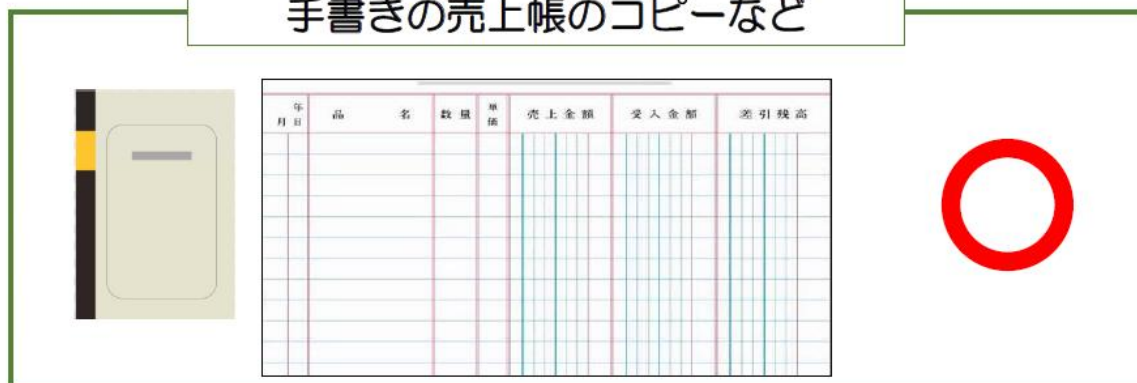


エクセルで作成した売上データ





手書きの売上帳のコピーなど



Q17：今年創業しましたが対象になりますか？

A：2020年開業月～3月までの売上の平均が、2020年4月～12月のいずれかの月の売上と比較して、30%以上減少している月があれば給付の対象になります。

Q18：個人事業主・フリーランスで、本業の仕事で得た収入を雑所得・給与所得として申告していますが本給付金の対象になりますか？

A：通常申請書類のほかに、雑所得や給与所得の事業性を証明する書類を添付する必要があります。（委託元から発行された「契約書」や「支払調書」、「源泉徴収票」など）

Q19：個人事業主の不動産収入は対象になりますか？

A：個人の「事業収入」とは、所得税の確定申告書第1表左上の「収入金額等」のうち「事業」欄に記載されるもの（営業等・農業）と同じであるとされているため、個人で不動産賃貸業を行っている場合、不動産収入は持続化給付金の対象外とされています（2020年5月4日時点）。